

船舶事故調査報告書

令和7年3月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和6年8月1日 19時00分ごろ
発生場所	石川県金沢港北西方沖 金沢港西防波堤灯台から真方位318°14.5海里（M）付近 （概位 北緯36°49.3′ 東経136°23.8′）
事故の概要	漁船 ^{ミウキ} 弘氣丸は、シーアンカーの回収作業中、漁労作業員がシーアンカーの巻取機に巻き込まれて負傷した。
事故調査の経過	令和6年8月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 弘氣丸、19トン FK2-2188（漁船登録番号）、株式会社弘氣丸 19.10m（Lr）×3.98m×1.58m、FRP ディーゼル機関、736kW、平成4年1月28日 第212-6520号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年1月29日 免許証交付日 令和6年2月13日 （令和11年3月4日まで有効） 漁労作業員A（インドネシア共和国籍） 30歳
死傷者等	重傷 1人（漁労作業員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏 日没時刻：19時00分ごろ
事故の経過	本船は、船長及び漁労作業員Aほか漁労作業員2人（日本国籍1人、インドネシア共和国籍1人）が乗り組み、いか釣り漁の目的で、令和6年8月1日13時00分ごろ金沢港北西方沖の漁場に向けて同港を出航した。 船長は、14時30分ごろ漁場に到着して操業を行った後、漁場を移動することとし、船首部から投入していたシーアンカーを回収する

よう漁労作業員3人に指示した。

漁労作業員3人は、18時58分ごろシーアンカーの回収作業を開始した。

本船のシーアンカーの回収作業は、次の手順で行うものであった。

- (1) 右舷船首配置の漁労作業員Aが右舷側の巻取機（以下「右舷巻取機」という。）でブイまでの引揚索を巻き取る。
- (2) 正船首配置の漁労作業員（以下「漁労作業員B」という。）がブイを取り込む。
- (3) 漁労作業員Aが右舷巻取機でブイから先の引揚索を巻き取り、シーアンカーを取り込む。
- (4) 左舷船首配置の漁労作業員（以下「漁労作業員C」という。）が左舷側の巻取機（以下「左舷巻取機」という。）で曳索^{ひき}を巻き取る。

（図1、2 参照）

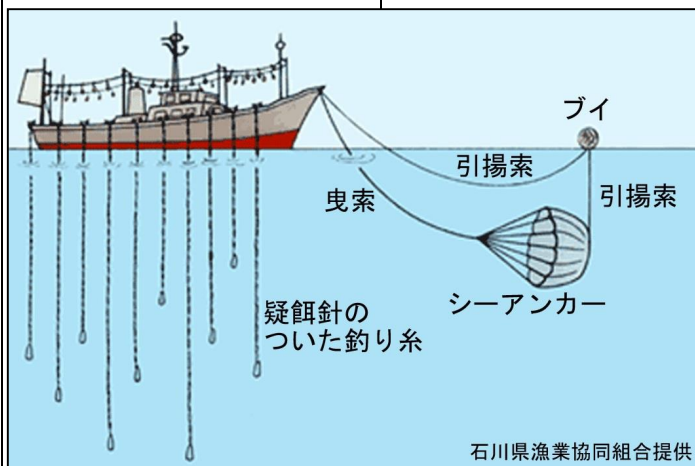


図1 シーアンカー等の構成

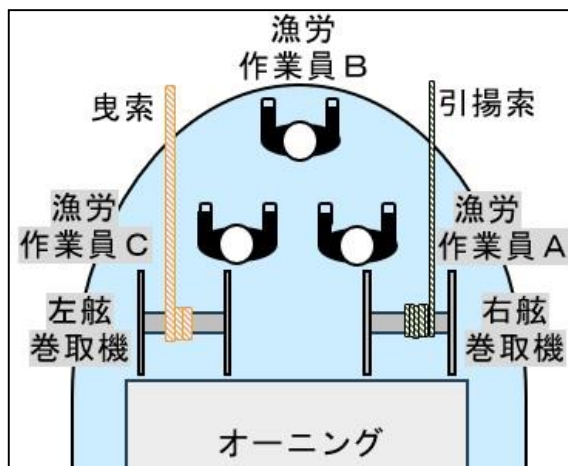


図2 船首配置状況

右舷巻取機及び左舷巻取機は、油圧駆動式で、操作レバーが中央の位置で停止、船首側に倒すと船尾方（巻き取り方向）に回転、船尾側に倒すと船首方（繰り出し方向）に回転するようになっていた。

船長は、回収作業開始時、操舵室から船首方を見て同作業を監視していたが、同作業が順調に進んでいたため船首方から目を離し、操舵室内左舷後方の配電盤で電源系統の切替作業を始めた。

漁労作業員Aは、右舷巻取機を操作し、引揚索を巻き取っていたところ、右舷巻取機の船尾方に展張されていたオーニング（日よけ・雨よけ用のシート）上に、いか釣り機から跳ね上げられた漁獲物（いか3匹）が落ちていることに気付いた。

（写真1、図3 参照）

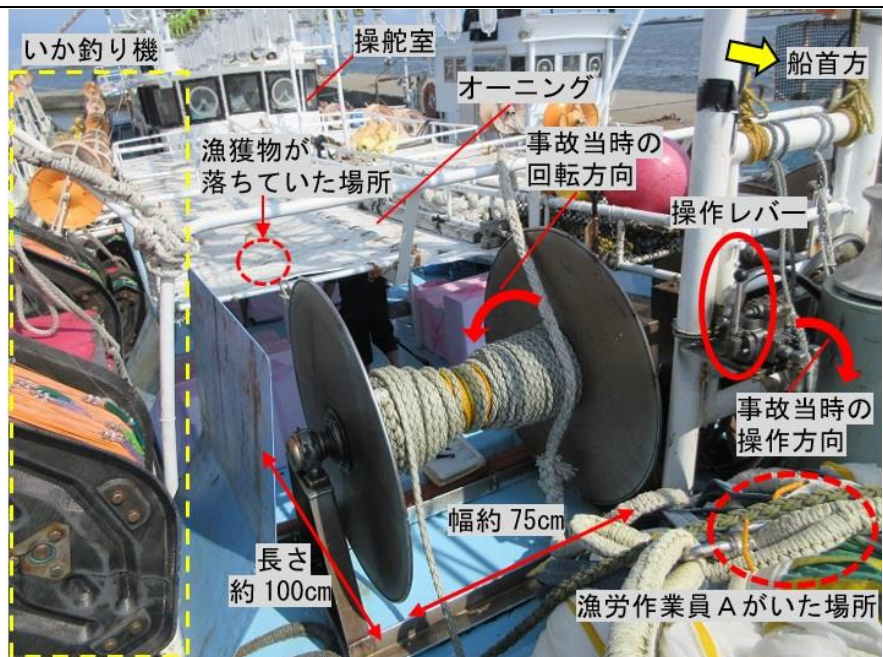


写真1 右舷巻取機周辺の状況

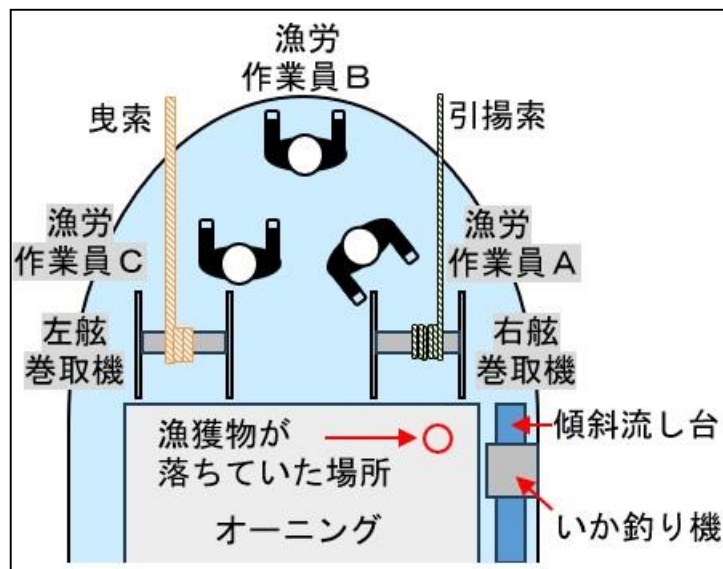


図3 船首配置状況（事故直前）

漁労作業員Aは、漁獲物を放置しておくと鮮度が落ちるので、取り上げていか釣り機の下に設置されている傾斜流し台*¹に流そうと思い、右舷巻取機越しに左腕を伸ばし、2匹のいかを取って流した後、3匹目のいかを取り上げようとした際、19時00分ごろ右舷巻取機と引揚索の間に左足の合羽ズボンが巻き込まれ、続いて左腕も巻き込まれた。（写真2参照）

*¹ 「傾斜流し台」とは、いか釣り機で釣り上げられたいか落ちて、船体中央に置かれた回収箱に向かって自然に流れるよう傾斜を付けられたシューターやとい（樋）のことをいう。

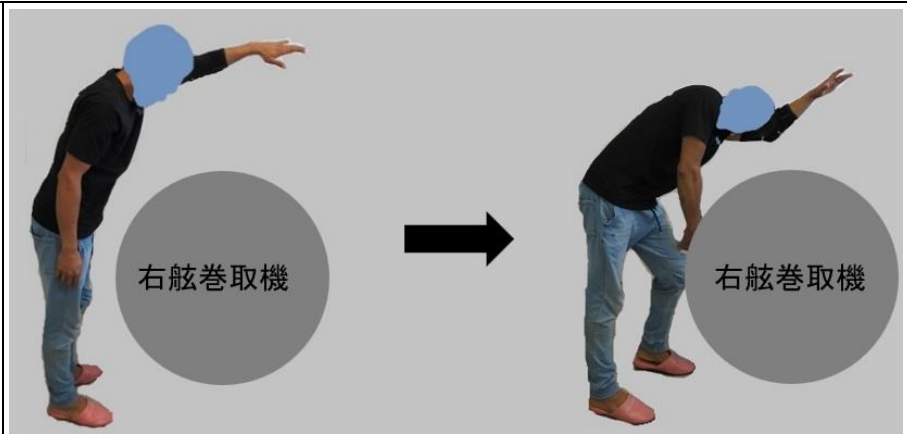


写真2 巻き込まれたときの状況（再現）

船長は、漁労作業員Aの悲鳴を聞いて何かトラブルが発生したと思い、すぐに操舵室内右舷側にある油圧ポンプの電源停止ボタンを押して右舷巻取機を停止した。

船長は、操舵室を出て船首甲板を見たところ、漁労作業員Aが、頭部を下に向けた状態で、左足と左腕を右舷巻取機に巻き込まれているのを認めた。（写真3、4参照）



写真3 油圧ポンプの電源停止ボタン



写真4 巻き込まれたときの状況（イメージ）

漁労作業員Aは、右舷巻取機が停止した後、胴付きの合羽ズボンが破れて体が右舷巻取機から離れ、甲板上に落下した。

船長は、漁労作業員Aを甲板上に寝かせ、118番通報して救急車の手配を依頼した後、シーアンカーを回収して帰航を開始し、本船は20時30分ごろ金沢港に到着した。

漁労作業員Aは、金沢港で待機していた救急車で付近の病院に搬送され、全治3～6か月を要する左肘関節脱臼と診断されて15日間の入院加療を受けた。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

漁労作業員Aは、本船とは別のいか釣り漁船に3年間乗り組んだ

	<p>後、令和5年6月から本船に乗り組んでいて、漁労作業員として約4年間の経験を有しており、船長等との日本語による意思疎通に支障はなく、巻取機の使用経験も豊富であった。</p> <p>漁労作業員Aは、本事故当時、半袖の上着、胴付きの合羽ズボン及びゴム手袋を着用してゴム長靴を履いており、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>本船は、本事故当時、海上が平穏で船体動揺はなく、船首部は、作業灯の照明によりシーアンカーの回収作業に支障がない明るさであった。</p> <p>船長は、漁労作業員全員に対し、巻取機の使用中は巻取機や巻き取られている索に近づかないよう日頃から口頭で指導していたが、シーアンカー回収作業中に船首方から目を離さずに監視を続けていれば、漁労作業員Aが右舷巻取機に近づいた際に注意することができたと本事故後に思った。</p> <p>漁労作業員Aは、船長の指導内容を理解していて、漁獲物を取るのには、シーアンカーの回収作業を終え、巻取機が停止してからにすればよかったと本事故後に思った。</p> <p>漁労作業員B及び漁労作業員Cは、本事故当時、船首方を見ていて、漁労作業員Aがオーニング上に落ちていた漁獲物を右舷巻取機越しに取り上げていることに気付かなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>漁労作業員Aは、本船が金沢港北西方沖でシーアンカーの回収作業中、オーニング上に落ちていた漁獲物を取ろうと、体を右舷巻取機に近づけたことから、合羽ズボンを履いていた左足及び左腕を右舷巻取機に巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>漁労作業員Aは、船長から、巻取機使用中は巻取機や巻き取られている索に近づかないよう日頃から指導を受けていたが、漁獲物を放置しておくことと鮮度が落ちることから、傾斜流し台に流そうと思い、漁獲物を右舷巻取機越しに取り上げていたものと考えられる。</p> <p>船長は、漁労作業員全員に対し、巻取機使用中は巻取機や巻き取られている索に近づかないよう日頃から口頭で指導していたことから、乗組員への安全指導を適切に行っていたものと考えられる。</p> <p>船長は、回収作業開始時、操舵室から船首方を見て同作業を監視していたが、同作業が順調に進んでいたことから、船首方から目を離して電源系統の切替作業を始めたものの、船首方から目を離さずに監視を続けていれば、漁労作業員Aが右舷巻取機に近づいた際に注意することができた可能性があると考えられる。</p>

原因	<p>本事故は、本船が金沢港北西方沖でシーアンカーの回収作業中、漁労作業員Aが、オーニング上に落ちていた漁獲物を取ろうと、体を右舷巻取機に近づけたため、合羽ズボンを履いていた左足及び左腕を右舷巻取機に巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船の乗組員は、巻取機を使用する作業を行う場合、巻取機の回転中は、巻取機本体や巻き取られている索に近づかないこと。 ・ 漁船の船長は、乗組員への安全指導を継続的に行い、乗組員の安全意識の向上及び作業時の事故防止に努めること。 ・ 漁船の船長は、巻取機を使用する作業を行う場合、異状が発生した際にすぐに巻取機を停止できるように、自身又は他の乗組員が監視する体制をとること。

付図1 事故発生場所概略図

